

# 新型インフルエンザに関する行動計画

電源開発株式会社

平成 19 年 4 月 27 日

## 電源開発 新型インフルエンザ対策に関する行動計画

### 1. 行動計画の目的

この行動計画は、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成19年3月26日厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議において決定)に基づき、新型インフルエンザ大流行時において、安全確保を最優先として電力を安定的に供給していくために、当社が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。なお、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画は、随時見直し、必要に応じて修正を加える。

### 2. 危機管理体制および情報収集

#### 1) 危機管理体制

国内外および社内での感染状況等を勘案し、社内で定める危機管理規程に基づき対応し、必要に応じ危機管理対策本部を設置する。危機管理対策本部は、新型インフルエンザ対策の準備および発生時の対応のために、各事業所における責任者、産業医等を含む医療スタッフ、実際のインフルエンザ対策に当たる従業員等の配置や、従業員の罹患状況の把握、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡や事業所間の連絡網などの危機管理体制を確認するとともに、新型インフルエンザ対策全般を統括する。

(別紙1, 2参照)

#### 2) 情報収集及び周知方法の整備

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、世界保健機関(WHO)等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や、地方公共団体から入手するとともに、電気事業連合会を始めとする各種事業者団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方自治体と適切に情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じて、行動計画や対策の見直しに役立てるとともに、従業員等に対しても迅速かつ適切に周知する方法を整備する。

世界の情報

- ・世界保健機関(WHO)のウェブサイト
- ・鳥インフルエンザ [http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/)
- ・インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

国の情報

- ・厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- ・同研究所の感染症情報センターのウェブサイト <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

都道府県・保健所・市町村の情報

各都道府県・保健所・市町村が開設しているウェブサイトの情報を活用する。

### 3. 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制

以下に掲げる基本的な考え方により対応していくこととする。

必要に応じて、交代要員や補助要員を確保するなど、安全確保を最優先に電力の安定供給に最大限努力していくものとするが、具体的な事業運営については、政

府等から出される勧告、通知等に留意しつつ都度適切に判断する。  
経営層を始めとして管理職および従業員等(労働組合も含む)との役割と責任を明確にするとともに、非常時における相互の連絡体制を整備する。  
電気事業連合会を始めとする各種事業者団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方自治体との連携を十分図りつつ、総合的な観点から検討する。  
パンデミック時も想定し、社内の業務および設備等について、安定供給に必要なものを予め検討しておく。  
上記の事業運営体制や連絡体制等がより有効に機能するよう、非常時を想定した訓練等を必要に応じて実施する。

#### 4. 従業員等への感染予防のための措置

従業員等への新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

##### 1) 新型インフルエンザ発生前

国内外における新型インフルエンザの発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。

手洗いの励行を指導する。

従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、周知徹底する。

従業員等の海外渡航に係る情報について可能な限り把握する。(外務省の渡航情報発出以降)

必要に応じ、次のような感染拡大防止のための業務形態を検討する。

(例)

- ・在宅勤務で可能な業務の検討。
- ・対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議の利用。
- ・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用の回避。

##### 2) 新型インフルエンザ発生後

国内外の新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注視するとともに、その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとるよう指導する。

外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避けるよう指導する。(フェーズ4 A以降)

発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。(フェーズ4 B以降)

「咳(せき)エチケット」を心がけるよう指導する。

従業員に健康状態を今まで以上に留意するよう指導する。

発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう指導する。(フェーズ4 B以降)

不要不急の外出を自粛するよう指導する。(フェーズ5 B以降)

#### 5. 事業所内での感染拡大予防のための措置

電力の安定供給に向け最大限の努力を行いつつ、事業所内での感染拡大予防のために、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

国内外における新型インフルエンザの感染状況、感染拡大防止のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。

個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行う。

38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する従業員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた上で出社しないように指導する。

社員食堂や休憩所等で社員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。  
必要に応じ、次のような感染拡大防止のための業務形態を検討する。

(例)

- ・手洗い用消毒液およびうがい薬の各事業所への配備
- ・マスク、手袋、ゴーグル等の従業員への配布
- ・在宅勤務
- ・不要不急の会議、会合、研修等を中止又は延期する。
- ・電話会議やビデオ会議の活用
- ・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。

## 6. 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成18年1月31日労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、必要に応じ、以下の措置等を講ずる。

患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等及びその家族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。

(外務省の渡航情報発出以降)

外務省の海外渡航情報を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張の是非等を検討する。(外務省の渡航情報発出以降)

患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

以上

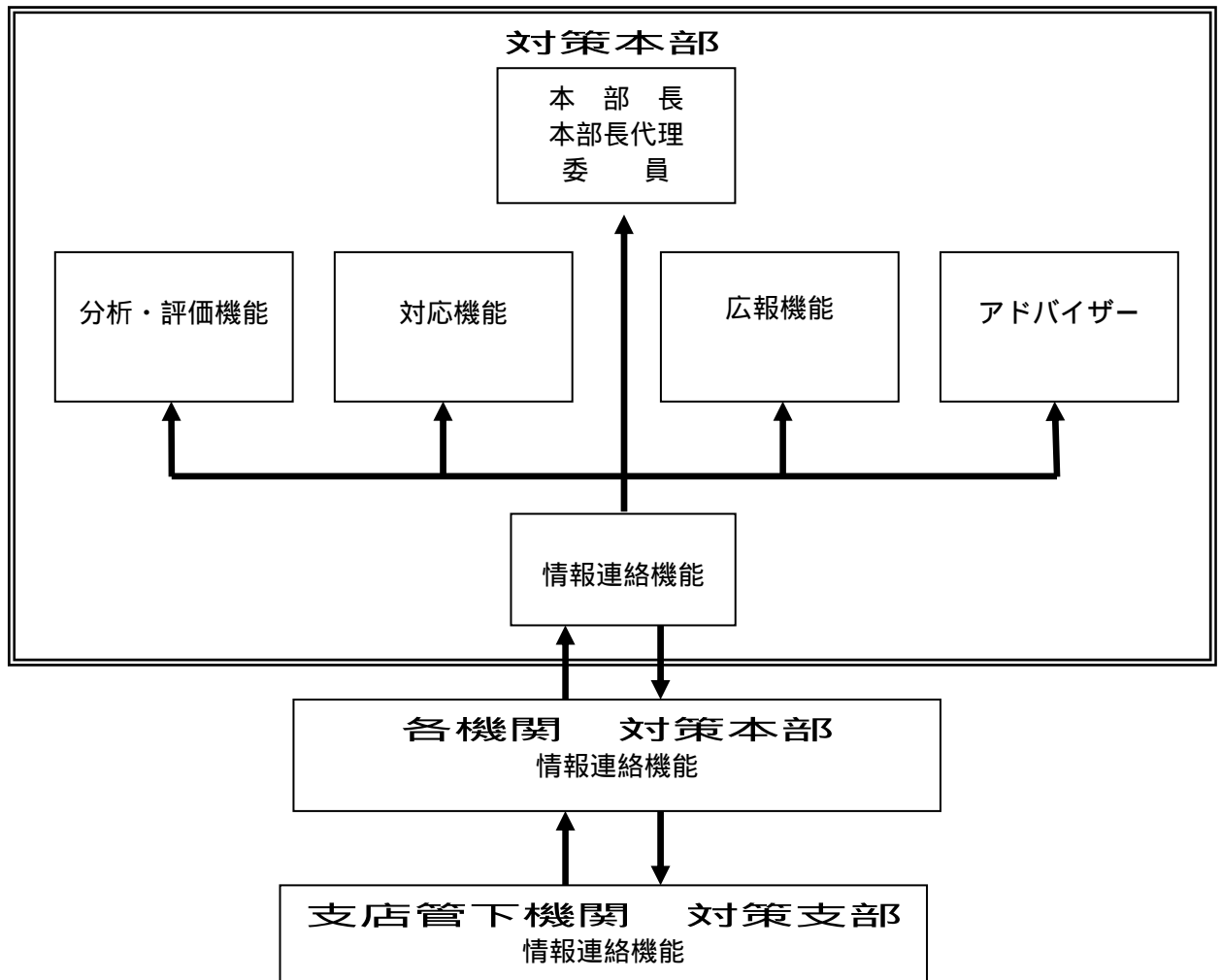
対策本部の組織

組織	構成
本部長 本部長代理 委員	社長 副社長 総務部担当取締役および関係取締役 総務部長、秘書広報部広報室長および関係部長
危機管理タスクフォース	危機管理対策チーム及び関係部
(タスクフォースの構成) 情報連絡機能 分析・評価機能 対応機能 広報機能 アドバイザー	(分掌事項) 情報連絡、情報収集、情報管理 分析、評価、対策立案 復旧対応、渉外、被害者対応、消費者対応、IRに関する情報 メディア対応 分析、評価、対策立案等に関する助言

(注1) 対策本部は必要に応じ関係会社の役員・従業員に対し参加協力を求めるものとする。

(注2) アドバイザーは弁護士等社外者により構成され、必要に応じて設置するものとする。

対策本部の連絡体制



情報の伝達経路

